

川崎市立看護短期大学紀要の発行に関する規程

(平成7年12月13日)
(短期大学規程第18号)

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市立看護短期大学紀要（以下「紀要」という。）の発行について必要な事項を定めるものとする。

(編集委員会)

第2条 紀要の発行計画、編集、配布等に関する事務を処理するため、川崎市立看護短期大学紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

(発行)

第3条 紀要是、毎年度1回、3月を定期として発行する。

2 前項の規定にかかわらず、編集委員会が特別な理由があると認めるときは、定期の発行月を変更し、又は臨時に紀要を発行することができる。

(投稿)

第4条 定期に発行する紀要に投稿しようとする者は、年度の初日から当該年度の7月15日までの間に、編集委員会が別に定めるところにより、投稿の申出を行わなければならない。

2 前項の申出を行った者は、当該申出を行った日の属する年の10月末日までに、編集委員会が別に定めるところにより、原稿を提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、編集委員会は、特別な理由があると認めるときは、投稿の申出又は原稿の提出の期間を変更することができる。

4 臨時に発行する紀要に投稿しようとする者は、その都度編集委員会が定めるところにより、投稿の申出を行い、原稿を提出しなければならない。

(投稿者)

第5条 投稿できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 教授、助教授及び専任の講師（以下「専任教員」という。）並びに助手

(2) 専任教員の指導又は協力による学外の共同研究者

(3) その他編集委員会が認める者

(投稿の範囲)

第6条 投稿できる原稿は、未発表の研究論文、研究ノート、調査報告、資料その他の未発表の研究成果とする。

(編集)

第7条 投稿された原稿の紀要への掲載は、編集委員会が決定する。

2 編集委員会は、体裁等について必要があると認めるときは、投稿者に対し助言し、又は修正を求めることができる。

3 編集委員会は、編集上必要があると認めるときは、投稿された原稿以外の原稿を取得し、紀要に掲載することができる。この場合において、発行ごとに一編を超えて掲載することはできない。

(編集委員会の委員)

第8条 編集委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、教授会で推薦される専任教員をもって、学長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(編集委員会の委員長)

第9条 編集委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、編集委員会を代表し、会務を総理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、紀要の発行及び編集委員会の運営について必要な事項は、委員長が編集委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成7年12月13日から施行する。